

## 大阪府入札監視等委員会 入札監視第2部会 令和5年度 第2回定例会議 議事概要

- 1 開催日時 令和6年2月15日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 大阪赤十字会館4階 401会議室
- 3 出席委員 5名
- 4 審議対象期間 令和5年4月1日から令和5年9月30日まで
- 5 会議の概要 審議対象期間中における入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況及び談合情報等の処理状況について、事務局に内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した次の種別の契約（総契約件数 1,797 件）のうち、委員が抽出した3件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

種 別	内 訳
建設工事	予定価格 250 万円を超えるもの
測量・建設コンサルタント等業務	予定価格 100 万円を超えるもの
委託役務業務	予定価格 100 万円（物件の借入れについては 80 万円）を超えるもの
物品購入	予定価格 160 万円を超えるもの

- 6 審議の結果 これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。
- 7 委員からの質問とそれに対する回答等 別添のとおり

### 【抽出事案一覧】

入札方式等		案 件 名	契約金額(円)
建設工事	総合評価 一般競争	大阪府営高倉台センター住宅高層耐火住宅第2次撤去工事	585,200,000
委託役務	一般競争	大阪府立茨木支援学校における学校給食調理業務	71,478,000
委託役務	随意契約	安全運転管理者等講習業務（単価契約）	121,836,825

《令和5年度 第2回定例会議抽出事案 質疑応答要旨》

【大阪府営高倉台センター住宅高層耐火住宅第2次撤去工事】	
委員 質問	担当 課 等 回 答
<p>入札した5者のうち、4者が失格基準価格未満で失格となっている理由は何か。また、失格基準価格の設定が高すぎることはないか。</p> <p>低入札価格調査の趣旨は理解するが、形式的にせず、工事内容に応じて柔軟に対応できないのか。</p> <p>今後に向けて改善方針等はあるか。</p>	<p>設計図面や仕様書等の内容について検証したが、分かりにくい点等については認められなかった。各事業者も、それぞれ適当と判断した金額を入札している。また、失格基準価格はダンピング防止のために設定しているが、指摘のとおり価格の乖離は認められると考えている。</p> <p>階上解体工事について、最新鋭の機器等の導入で効率的に施工できる方法もあると考えるが、本事案では一般的な工法を採用したものであり、今後は積算方法についても検討していきたい。</p> <p>本府における高層解体工事の実例は少ないが、今後、実績を検証しながら、発注方法について検討したいと考えている。</p>
<p>《講 評》</p> <p>本事案は、高層住宅の撤去工事における品質を確保するため総合評価方式で発注したものであるが、6者の応札者のうち、4者が失格基準価格未満の入札金額で失格となっており、入札結果を見ると、多くの事業者は適正な入札金額になっていないのではないかと考える。</p> <p>今回、このような入札結果となった要因を充分精査されたい。</p> <p>また、本事案の工法が特殊で、安価に施工可能であるならば、失格基準価格の設定を見直すとともに、低入札価格調査をより厳格に実施するなど、施工品質の確保について充分留意されたい。</p> <p>検討結果等について、次回の定例会議において報告されたい。</p>	
【大阪府立茨木支援学校における学校給食調理業務】	
委員 質問	担当 課 等 回 答
<p>昨年の給食事業者の破産報道を踏まえ、事業者の選定は難しいものと感じた。調達は安すぎても高すぎてもいけないが、適正な価格による契約をどのようにしようと考えているか。</p> <p>給食業界は企業規模の大小があり、人材不足の面もあるが、不適格事業者をどのように排除してい</p>	<p>令和4年度の本部会第1回定例会議の給食業務事案に係る講評において、総合評価方式の導入について意見があったため、評価制度等の検討を実施した上、令和6年3月履行開始の案件から総合評価一般競争入札により発注した。また、受注者には毎年、納税証明書の提出を求めている。</p> <p>総合評価一般競争入札において、優良な事業者の技術力が評価されるような評価項目の策定に努めていきたい。</p>

<p>くのか。</p> <p>今後に向けて改善方針等はあるか。</p>	<p>本部会の意見を踏まえて総合評価方式を導入したところであり、仕様内容や評価基準について入札参加者へ分かりやすく伝えるとともに、評価項目も実情に見合ったものとするよう、引き続き検討したいと考えている。</p>
-------------------------------------	---

《講 評》

本事案について、入札・契約上の特段の問題点等はないが、最近、給食事業者の倒産によって業務の継続に大きな影響を及ぼした事象が発生したことから、契約不履行の防止や品質確保の方策等について審議したものである。

令和4年度の本部会第1回定例会議においても、学校給食調理業務に係る審議を実施し、その講評として、より業務品質を確保するための総合評価方式の導入について述べたところである。

その後、発注部局において検討を実施し、昨年10月に総合評価方式での入札に至ったことは、本部会の意見を真摯に受け止めて対応されたものであり、非常に効果的な取り組みであると考えます。

今回の総合評価方式の入札結果を踏まえ、技術力や信頼性の高い事業者が選定できるよう、引き続き評価項目等の見直しに努められたい。

**【安全運転管理者等講習業務（単価契約）】**

委 員 質 問	担 当 課 等 回 答
<p>本事案は、入札に付したものの不調となり、その後、随意契約としているが、どのような経緯であったのか。</p> <p>本事案のような公共的な業務は事業者の確保が難しいと思われるが、競争性を高めるためには、発注単位の分割等、何らかの対策を考える必要があるのではないか。</p> <p>今後に向けて改善方針等はあるか。</p>	<p>入札不調となり、応札した事業者に対し随意契約に係る調整を行ったが、府の積算と合わず契約できなかった。しかしながら、履行可能な者は同事業者しかなく、再度交渉し、予定数量を下げた上で随意契約に至ったもの。</p> <p>令和7年度よりオンライン講習の導入を予定しており、その場合は会場の確保や講師配置の要件が緩和されると見込まれるため、新規参入の可能性が上がると考えている。</p> <p>本事案は重要な講習であるため、専門性の高い水準を下げることはできないが、オンライン講習を導入する際に、仕様内容等を検討し、競争性の確保に努めていきたい。</p>

《講 評》

本事案は、当初、入札で発注したものの不調となり、参加者と随意契約の調整をしたが価格面で折り合わず、履行始期が迫る中、仕様を見直し、再度の交渉を経て随意契約が成立したものである。

当初の入札参加者が1者であり、その後の価格交渉も難航するという事は、仕様内容について変動が大きい部分があるなど、見積りしにくい記載が見受けられることが要因であると考えられる。

本事案は、最終的に入札不調を原因とした随意契約を行っているが、予定数量を減じており、応募人数が多くなれば講習が開催できないことが見込まれるなど、問題があるため、今後は、このようなことがないように、仕様内容に応じた予定価格を設定するように充分留意されたい。

本事案は業務内容が特殊で様々な制約があり、履行可能な事業者が少ないものであるが、令和7年度からオンライン講習の導入を検討しているとのことであるため、これを機会に会場や講師確保等、一者入札となる要因が緩和できるよう、仕様内容の適切な見直しに努められたい。